神奈川県立のふれあいの村の利用申込み開始日の変更

(平成28年11月1日変更)

	現行	変更後
一般宿泊利用の申込み	利用しようとする日の <u>3箇月前</u> の 1日午前9時から、電話で仮予約 をした後、利用申込書により申し 込む。	利用しようとする日の <u>4箇月前</u> の 1日午前9時から、電話で仮予約 をした後、利用申込書により申し 込む。
	(参考)利用申込み開始日は次のと 平成29年1月分の利用申込み 平成29年2月分の利用申込み	→ 平成28年10月1日 ★ 現
	平成29年3月分の利用申込み 平成29年4月分の利用申込み	↓: 東:
学校利用 の申込み (県内の学校が教 育活動の一環とし て利用する場合)	ふれあいの村の指定管理者は、事前に利用希望調査を実施し、利用調整を行う。学校は、利用調整結果に基づき、前年度の12月1日から利用申込書を提出する。	ふれあいの村の指定管理者は、事前に利用希望調査を実施し、利用調整を行う。学校は、利用調整結果に基づき、前年度の11月20日から利用申込書を提出する。

※ 一般日帰り利用の申込み及び夏期抽選期間(8月1日~8月20日)の申込みについては、変更はありません。